



三重県公報

令和4年11月22日 (火)

第 365 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
754	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(治 山 林 道 課)	2
755	保安林の指定施業要件を変更する旨	(同)	2
公 告			
	換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	2
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	3

告 示

三重県告示第 754 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 11 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 755 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 4 年 11 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重郡菰野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び菰野町役場に備え置いて縦覧に供します。）

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、県営農地整備事業（経営体育成型）（高度水利機能確保基盤整備事業）出江地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとお

り縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 4 年 11 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 4 年 11 月 24 日から同年 12 月 21 日まで
- 3 縦覧の場所
多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600 番地）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 11 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 11 月 9 日	伊勢市馬瀬町字内川田 1018	伊勢市曾祢 2 丁目 11-8 株式会社ナカムラ工務店 代表取締役 中 村 博 光
令和 4 年 11 月 9 日	員弁郡東員町城山 2 丁目 17-6	愛知県名古屋市中区東桜 1 丁目 13-3 セキスイハイム中部株式会社 代表取締役 丸 山 聡
令和 4 年 11 月 11 日	三重郡川越町大字北福崎字宮下 412	大阪府大阪市天王寺区堂ヶ芝 1-5-21 株式会社西村ケミテック 代表取締役 西 村 修

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>